使用の部分　高知県香美市土佐山田町字西臼井地内
　高知県南国市陣山字入口、字給田及び字南入口並びに西山字福吉丸、字小笠原丸、字長田丸、字山田丸、字宮南丸、字大塚丸及び字松坂並びに上末松字大川渕、字橋本、字蔵の後、字窪田及び字野田界並びに東崎字萩野田、字前萩野田、字松ノ本、字安芸田、字西松ノ本田、字松村田、字東天神、字田村田、字田島田、字西天神田、字小栗田、字北根須神及び字北芝田、駅前町二丁目、東山町一丁目、東山町二丁目、幸町一丁目、幸町二丁目、幸町三丁目、元町一丁目、小籠一丁目、小籠二丁目、小籠字山際及び字八反地、岡豊町小篭字馬都賀、字南野、字シオクサリ及び字下沢地内
　高知県高知市大津字立場、字国東、字宮地、字石貝、字大笠、字和田、字八反田、字平田、字花蔵防、字尾目路、字寺添、字神ノ木、字矢取田、字木ノ下、字恵美寿、字吉村、字中村、字中村川原、字向川原、字後田、字シダレ柳、字中須賀、字東溝無も、字西溝無も、字南四反田、字世々羅、字下村川原、字長殿、字村田、字南浜ノ久保、字南池内、字金崎、字水張ヶ裏、字表古塩田、字丸田、字東五反田丸、字東沖田、字大潮田一ノ折、字大潮田二ノ折、字大潮田三ノ折及び字大潮田四ノ折並びに高須字田辺島塩走開南丸、字田辺島塩走開北丸、字長場江塩田南ノ丸及び砂地地内

○九州地方整備局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

一(一)　道路の種類　一般国道
　(二)　路線名　三号
　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福岡県遠賀郡水巻町頃末南二丁目一一一二番一から同町頃末南一丁目五八五番一〇まで	前	二〇・五〇～七四・六〇	〇・五〇七キロメートル
	後	二〇・五〇～六九・六〇	
宗像市武丸字大薮二二六二番九地内	前	四〇・六〇～五三・四〇	〇・〇二五キロメートル
	後	三七・二〇～四九・五〇	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局北九州国道事務所

二(一)　道路の種類　一般国道
　(二)　路線名　十号
　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋字上地頭用一一九〇番から同町大字南高鍋字上地頭用一一九三八番まで	前	一九・九七～二三・一〇	〇・二〇〇キロメートル
	後	二二・〇二～二四・六一	〇・二〇〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

三(一)　道路の種類　一般国道
　(二)　路線名　二百二十号
　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
垂水市二川字礒口平七一〇番一から同市二川字礒口平七一一番四まで	前	一三・六五～一七・八五	〇・〇四一キロメートル
	後	一三・六六～二一・七六	〇・〇四一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

四(一)　道路の種類　一般国道
　(二)　路線名　二百二十号及び四百四十八号
　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
日南市大堂津二丁目四二七九番二地内	前	二八・三一～二九・六七	〇・〇一六キロメートル
	後	二八・三一～四四・九九	〇・〇一六キロメートル
日南市大堂津二丁目四四七四番二地内	前	一八・四二～三九・一一	〇・〇一一キロメートル
	後	一八・四二～三九・一一	〇・〇一一キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

五(一)　道路の種類　一般国道
　(二)　路線名　二百二十四号
　(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
鹿児島市東桜島町五五七番一から同市東桜島町五二三番一まで	前	七・八七～二一・〇二	〇・〇二六キロメートル
	後	一〇・〇二～二三・五九	〇・〇二六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第八十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三号	福岡県遠賀郡水巻町頃末南二丁目一一一二番一から同町頃末南一丁目五八五番一〇まで	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所
〃	久留米市国分町字御供田一五九八番五から同市国分町字御供田一五九七番二まで	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所
十号	宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋字上地頭用一一九〇九番から同町大字南高鍋字上地頭用一一九三八番まで	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所
二百二十号	日南市南郷町榎原字小黒木甲二〇三九番六から同市南郷町榎原字小黒木甲二〇三九番三三まで	〃
二百二十号	垂水市二川字礒口平七一〇番一から同市二川字礒口平七一一番四まで	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所
二百二十号及び四百四十八号	日南市大堂津二丁目四二七九番二地内	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所
〃	日南市大堂津二丁目四四七四番二地内	〃
二百二十四号	鹿児島市東桜島町五五七番一から同市東桜島町五二三番一まで	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年三月三十一日

○北海道開発局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年三月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年三月三十一日

北海道開発局長　高松　泰